

# SIEMENS製品契約書 UCA（ユニバーサルカスタマー契約）

2026年6月 第10版

デジタルプロセス株式会社

1. シーメンス製品の契約
  - ・売買契約と製品契約
  - ・製品契約構成
  - ・製品契約概要
2. シーメンス製品の使用权
  - ・XaaS製品
    - 権限を有する代理人の使用について（事業所外使用）
    - 子会社の使用について（グローバルライセンス）
  - ・NX X製品
3. 輸出規制（国外使用時の遵守事項）
4. ホスティング（第三者データセンタの利用）
5. APIを使用したカスタマイズ
6. TC X製品
7. 補足
  - ・ローナーライセンスとCOD
  - ・使用权と製品契約書
  - ・証憑

# ■ シーメンス製品の契約

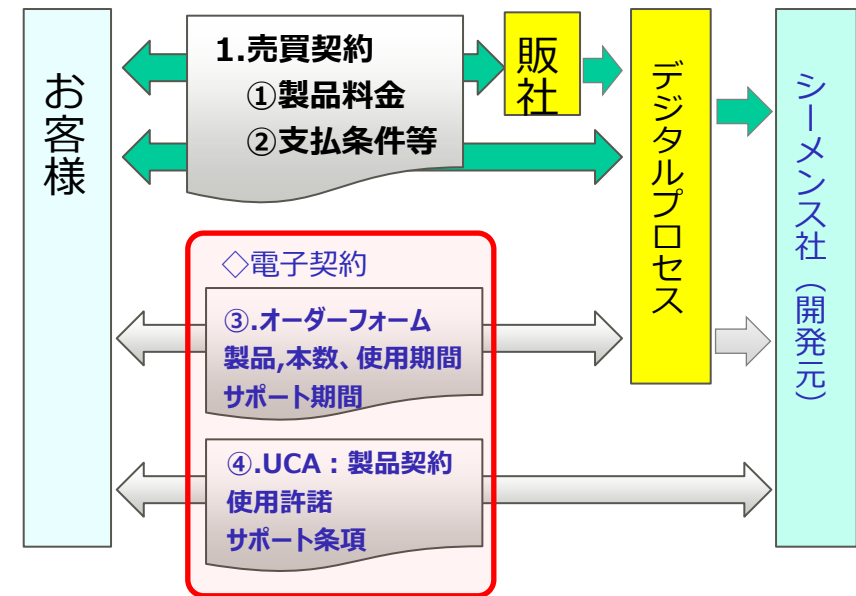
シーメンス製品の契約は、売買契約（お客様と弊社及び販売会社間による受発注書）及び製品契約（お客様とシーメンスによる使用権許諾等）の契約が必要です。

## 1. 売買契約（ご注文書）

- ①お客様と販売会社にて契約
- ②製品料金及び支払条件等の取り決め

## 2. 製品契約（電子契約）

- ③オーダーフォーム
  - ・製品明細、本数、使用期間、サポート期間等
  - 製品契約書（UCA）へのリンク
- ④UCA：ユニバーサルカスタマー契約
  - ・使用権許諾、保守サービス条項、クラウドサービス条項等



## ■ シーメンス製品の契約

シーメンス社は、グローバルに於ける「ソフトウェア契約の標準化」、「契約のオンライン化」を目的とし、ソフトウェアの購入、サポートサービス更新時に電子契約を採用しています。

### ■ SIEMENS製品の製品契約

#### 1) シーメンス製品契約

お客様の同意クリックあるいは電子署名による製品契約

##### ① オーダーフォーム

製品の注文明細書

##### ② XaaS製品、NX X製品向けの契約書

UCA (Universal Customer Agreement)

ソフトウェア/クラウドサービス使用許諾、サポートサービス等の条項

#### 2) 代理店によるUCA契約補足

##### ③ 通知書

代理店販売時のUCA内容補足事項

##### ④ サポートサービス仕様書

代理店によるサポートサービス内容

# ■ シーメンス製品契約構成

## □ UCA及び補足条項

オーダーフォーム記載のUCAのリンクより参照され総則と各種条項で構成されます。

- **UCA総則**
  - ・使用権許諾等の記載
- **補足条項**
  - ・一般保守サービス条項ソフトウェア&マシン保守サービスに関する内容記載
  - ・データ保護条項  
データ管理内容記載
  - ・標準補足条項  
NX / TC / SE / Tecnomatix/NX X製品向け条項
  - ・クラウドサービスSLA
  - ・利用規定 (AUP)

本オーダーフォームの適用条件は、以下のウェブページに記載されます：

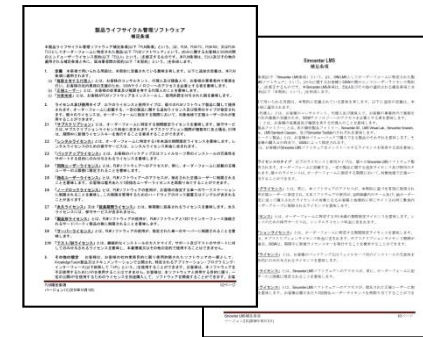
ユニバーサルカスタマー契約（「UCA」）  
<https://www.siemens.com/sw-terms/uca>

次の英数字コードで識別される補足条項: PLM,  
<https://www.siemens.com/sw-terms/supplements>

UCA (総則)



製品毎補足条項

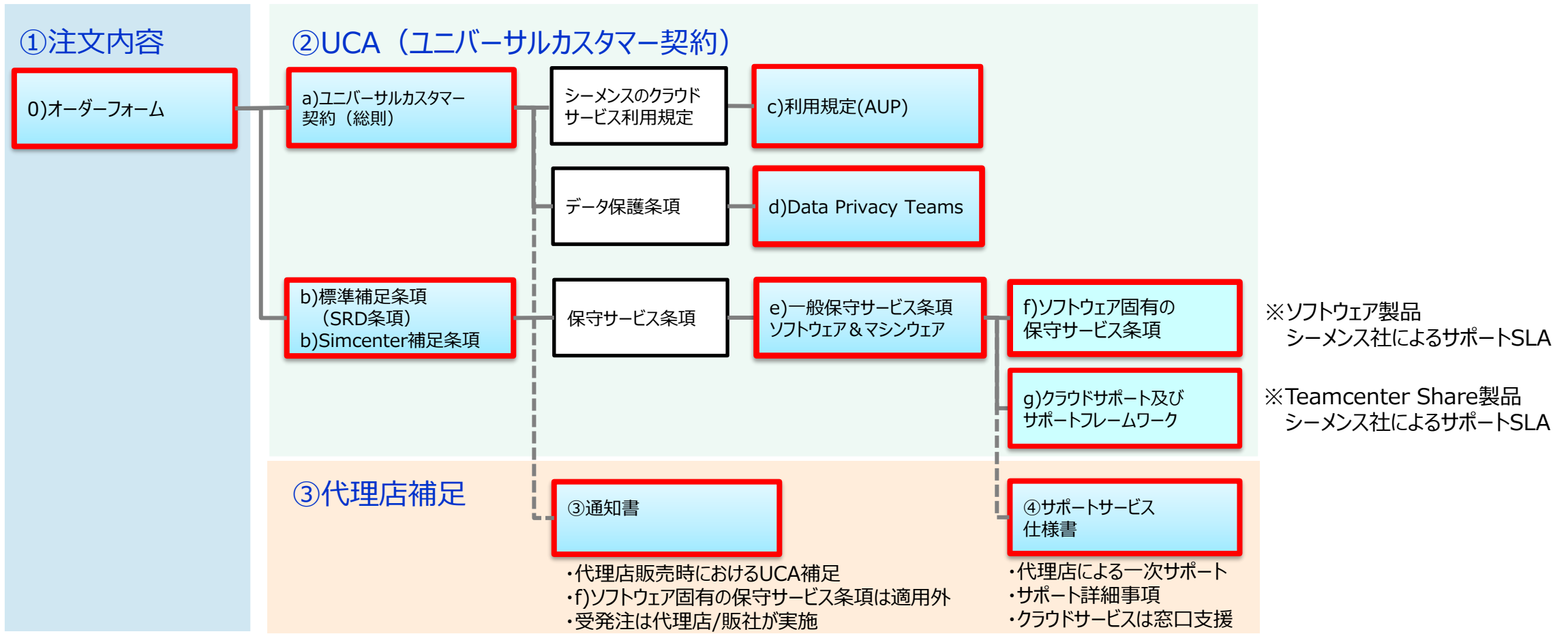


条項 (保守、データ保護)



# ■ シーメンス製品契約構成

## □ オーダフォーム、UCA、サポートサービス仕様書



UCA掲載シーメンスWEB <https://www.sw.siemens.com/en-US/sw-terms/>

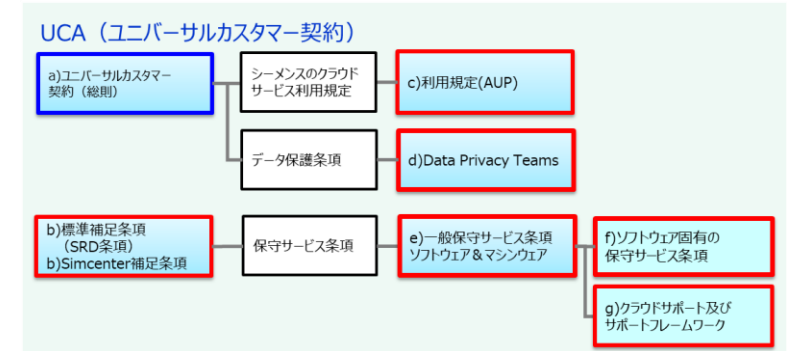


# 製品契約書概要(a)

## ユニバーサルカスタマー契約（総則：UCA）

お客様—シーメンス社間による製品契約書

- ・ソフトウェアとクラウドサービスに適用される契約書
- ・補足条項との差異は補足条項が優先されます。
- ・以下の13条項で構成



- 条項 1. 優先順位と定義 ※利用規約へのリンク
- 条項 2. オーダー（受発注、支払い）
- 条項 3. 提供物の使用（使用权、ユーザ）
- 条項 4. ソフトウェアに関する追加条項
- 条項 5. クラウドサービスに関する追加条項
- 条項 6. データ ※データ保護条項リンク
- 条項 7. 保証及び保証内容の否認
- 条項 8. 責任の制限
- 条項 9. 知財請求に対する補償
- 条項 10. 更新・停止・終了
- 条項 11. 輸出管理と制裁の遵守
- 条項 12. 機密性
- 条項 13. 一般条項

**ユニバーサルカスタマー契約** **SIEMENS**  
 シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本ユニバーサルカスタマー契約（以下「UCA」という。）及び適用される補足条項（以下総称して「本契約」という。）は、オーダーに記載されたシーメンスの法人（以下「シーメンス」又は「SISW」という。）と本契約に同意されたお客様（以下「お客様」という。）との間で締結されます。本契約は、自署署名若しくは電子署名、又はシーメンスが指定する電子システムを介して同意することとなります。電子システムでは、お客様は必ずサインをアップロードして本契約に同意することを求められます。サインをアップロードするか、又は提供物を使用することで、お客様は本契約を読み、理解し、同意したことを表明します。お客様が本契約に同意しない場合、お客様は提供物を使用することはできず、提供物をインストール又は使用する前に、提供物をシーメンス又はその正規のパートナーに返却する必要があります。

**1. 優先順位と定義**

**1.1 優先順位** 本UCAと補足条項との間に矛盾がある場合、補足条項が優先されます。本契約とオーダーとの間に矛盾がある場合、これらに基づき注文された提供物に関してはオーダーが優先されます。

**1.2 定義**

「AUP」とは、<https://www.siemens.com/ja/terms/aup>に掲載されているシーメンスの利用規定を意味し、参照により本契約に組み込まれています。

「クラウドサービス」とは、シーメンスが本契約に基づき提供するオンラインサービス及び関連するクラウドベースのAPI（アプリケーションプログラミングインターフェイス）を意味し、これは、software-as-a-service、platform-as-a-service、クラウドホスティングサービス、オンライントレーニングサービスが含まれますが、これらに限定されず、単独若しくはソフトウェアと組み合わせて提供されます。クラウドサービスには、ソフトウェア、お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツが含まれません。

「コンテンツ」とは、データ、テキスト、オーディオ、動画、画像、モデル、ソフトウェアを意味します。

「お客様のコンテンツ」とは、お客様又はユーザーがクラウドサービスにアップロードしたコンテンツ、及び該コンテンツに基づいてお客様又はユーザーが当該クラウドサービスを使用して生成した出力を意味します。但し、第三者のコンテンツや、シーメンス又はその関連会社若しくはそれらのライセンサーが所有又は管理し、クラウドサービスを通じて若しくはクラウドサービス内でシーメンス又はその関連会社が提供可能な他のコンテンツは含まれません。

「ドキュメンテーション」とは、シーメンスが提供する提供物とともに提供する印刷形式、オンライン形式、又はヘルプ機能の一部として提供される使用説明書、学習資料、技術文書、機能文書、API情報を意味します。これらはシーメンスによって提供更新される場合があります。

「エンタイトルメント」とは、いずれの提供物においても、該当するオーダー又は補足条項に記載されている当該提供物のライセンスタイプ、使用タイプ、制限、数量、その他の限定値、又は当該提供物の使用が許可される条件を意味します。これは、当該提供物の使用を許可するユーザー名やパスワード、許可される地理的領域、利用可能なストレージスペース、計算能力、その他の属性や制限に関する制限や制約が含まれますが、これらに限定されません。

「ハードウェア」とは、シーメンスが本契約に基づき提供するハードウェア機器、デバイス、アクセサリ、部品、及びこれらに組み込まれたソフトウェアを意味します。

「提供物」とは、シーメンスが提供し、オーダーに記載されている個々の提供物を意味します。クラウドサービス、ソフトウェア、ハードウェア、プロフェッショナルサービス、又はこれらを組み合わせて、及び関連するドキュメンテーションで構成されます。

「オーダー」とは、本契約の条件を組み込み、お客様が注文した提供物と関連料金を記載し、(i)お客様が自署名、電子署名、又はシーメンスが指定する電子システムを介して同意し、及び(ii)シーメンスによって承認された、オーダーフォーム（Order Form）、作業帳簿(SOW)、Licensed Software Designation Agreement (LSDA)、又は同様の法文書を意味します。

「プロフェッショナルサービス」とは、本契約に基づきシーメンス又はその代理人が提供する、オーダーに基づき、トレーニング、コンサルティング、エンジニアリング又はその他のプロフェッショナルサービスを意味します。但し、クラウドサービスは除きます。

「サービス」とは、あらゆる提供物又は提供物の基盤となる技術ソリューション、及びそれらの改良、改修、提供物に関与する若しくはこれらの提供物又は納入に使用されるあらゆる特許、著作権、企業秘密、その他の知的財産を意味します。

「ソフトウェア」とは、本契約に基づきシーメンスがお客様にライセンスを付与してダウンロードを可能にした若しくはインストールできるようにアップロードされたプログラム、アプリケーション、改修、設計データ、その他の形式でのコピー、関連するソフトウェアベースのAPI、スクリプト、ツールキット、ライブラリ、参照コード又はシングルロード、及び同様の資料が含まれます。

「サブスクリプション期間」とは、オーダーに記載されている、お客様が提供物を利用できる期間を意味します。更新された場合は、新しいサブスクリプション期間が適用されます。

「補足条項」とは、本契約に添付されているが、オーダーに記載又は参照されている、特定の提供物に適用される追加の条件を意味します。

「第三者のコンテンツ」とは、第三者が所有又は管理するコンテンツ、アプリケーション、及びサービスで、クラウドサービスを通じて若しくはクラウドサービスに関連してお客様に提供されるものを意味します。

「ユーザー」とは、本契約に基づき提供物にアクセスする個人又は事業者を意味します。当該アクセスがお客様により提供



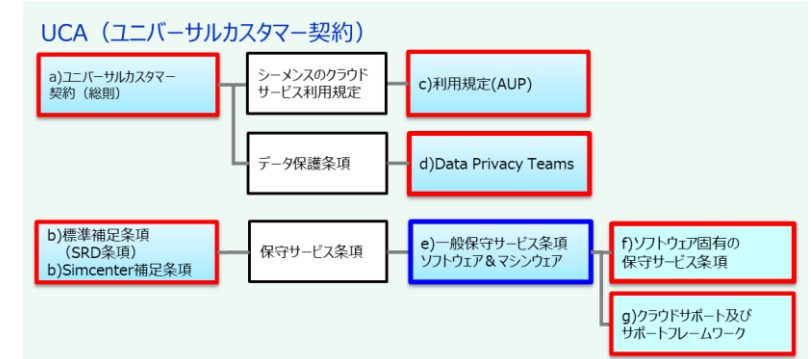


# 製品契約書概要(e)

## □ 一般保守サービス条項 ソフトウェア&ハードウェア

### 保守サービス条項

- ・基本サービス : ソフトウェアのアップデート  
エラー修正、技術サポート
- ・技術サポート : 代理店購入製品は代理店が  
1次サポートを実施
- ・保守バージョン : 最新のメジャーリリースと直前のポイント  
リリースを保守
- ・保守期間 : オータフォームに記載された期間



**SIEMENS**

**一般保守サービス条項**  
ソフトウェア及びハードウェア  
Siemens Digital Industries Software

Siemens Industry Software Inc.又はそのSiemens 関連会社(以下「SISW」という。)とお客様は相互に付与するエンドユーザーライセンス契約(以下「本契約」という。)を締結しました。本契約に基づくソフトウェア及びハードウェアの保守サービスには、本一般保守サービス条項(以下「**一般保守条項**」という。)及び該当のソフトウェア及びハードウェア固有の保守条項(https://www.siemens.com/jp/industry/industrial-software)が適用されます。該当するソフトウェア及びハードウェア固有の保守条項は、該当するソフトウェア又はハードウェア固有の保守条項に指定された別記ユーザーIDによって識別されます。本条項がある場合、製品固有の保守条項が本一般保守条項よりも優先されます。SISW はすべての保守サービス条項を随時変更することができます。但し、すべての変更は、スタンダードであるかサブスクリプションの一部としてであるかを問わず、お客様の保守サービスの更新時にのみ有効とし、お客様の明示的な同意がない限り、現行の保守サービス条項期間中に変更が効力を生じることがありません。本条項で用いられる用語は、本契約の他の部分で定義されている意味を有します。

- 基本保守サービス** 保守サービスは(a)ソフトウェアのアップデート、(b)エラー修正(以下に定義のとおり)、及び(c)技術サポートで構成されます。本ソフトウェアライセンスは、保守サービスが含まれません。その保守サービスは、別途購入する必要があります。保守サービスは本契約に基づき、SISW が一般的にのみサービスを提供する範囲で利用できます。ソフトウェア及びハードウェアが無償で提供される製品、又はオーダーで製造中止、廃止、形式若しくはレガシーとして指定された製品は、エンドユーザー保守サービス又は延長保守サービスへの普及により、オーダーに別段の指定が明記されている場合を除き、保守サービスの対象外となります。
- 追加及びオプションの保守サービス** 一定の製品については、リモートサービス、ユーザーベースの診断サービス又はリモート監視、オンサイトサービス、前バージョンのサポート、サポート時間の延長などの、サポートレベルの向上とオプションサービスを含む、追加されるソフトウェア及びハードウェア固有の保守サービス条項で指定する追加サポートレベル及びサービスを購入して利用することができます。
- 保守期間、更新** お客様は、保守サービスライセンス料に含まれている場合を除き、当初の年間保守期間又はオーダーフォームに指定するその後の期間における保守サービスを含む購入することができます。その後、いずれかの当事者がその時点における期間満了の30日前までに書面にて通知することで、期間を更新しないことを選択しない限り、購入した保守サービスは引き続き前回の期間と同じ期間において自動更新されます。その後保守サービスは、いずれかの当事者が現行期間満了の30日前までに書面による通知もせずに終了しない限り、さらに1年間自動的に更新されます。お客様が追加的なソフトウェアライセンス又はハードウェアを購入する際、SISW は現在の保守期間に適合するライセンスにのみ対応する年間ライセンス期間を調整し、年間料金を比例配分することができます。
- ソフトウェアの新バージョン** ソフトウェアの新バージョンは、一般的にエラー修正で構成されるポイントリリース(「**ポイントリリース**」)、「メジャーリリース」という)のいずれかになります。保守サービスの一環として、お客様は一般的に SISW のお客様にリリースされる新しいポイントリリース又はメジャーリリースを受けられます。この権利は、SISW が単一のお客様向けのカスタマイズ製品として提供する場合、又はSISW が顧客の製品として開発及びサービスするソフトウェアのリリース、モジュール、オプション、将来の実装、又は機能若しくはパフォーマンスのアップグレードには適用されません。お客様は新バージョンのインストールと実装及び必要なデータ変換について責任を負います。お客様は、お客様が所有する機器と、SISW が提供するソフトウェア又はハードウェアとの互換性及び構成について責任を負い、サポートを受けるために追加的な保守サービスパッケージ又は別段のオプションサービスを購入することができます。
- ソフトウェアの最新バージョンの保守** ポイントリリース又はメジャーリリースの時点で、SISW は最新バージョン及びメジャーリリース直前の最新バージョンのポイントを保守します。前のメジャーリリースに対するアップデートでエラーが修正されている場合、SISW はお客様に対し、最新のリリース又は回復策を提供する代わりに、エラー修正を含むポイントリリースをアップグレードすることを要求することができます。

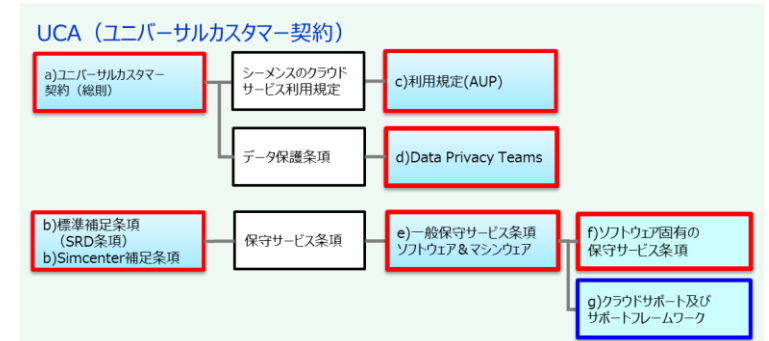
一般保守サービス条項  
バージョン1.4 (2021年7月1日) 1/2ページ

# 製品契約書概要(g)

## クラウドサポート及びサービスレベルフレームワーク【Cloud SLA】

### SIEMENS製品のクラウドサービスに適用される契約

- ・シーメンスによるサポートサービスSLA
- ・サービスレベル3種類（スタンダード、シルバー、ゴールド）  
※通常契約はスタンダードが適用  
シルバー、ゴールドは別途有償契約必要
- ・テクニカルサポート  
※英語にて提供  
シーメンス裁量により日本語も可能
- ・サポート時間 サービスレベルによって異なる
- ・顧客はサポートに関する技術責任者を選定  
※クラウドサービスに関するトレーニングが必要  
※クラウドサービス： Teamcenter Share、SaaS製品



クラウドサポート及びサービスレベルフレームワーク **SIEMENS**  
シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本クラウドサポート及びサービスレベルフレームワーク（以下「Cloud SLA」といいます。）、は、お客様とシーメンスの間で合意された、適用される保証事項又はオーダーに記載されているクラウドサービスのみに適用されます。本 Cloud SLA は、商契約及びその他の適用される規定事項と共に、両当事者間の契約（「本契約」といいます。）を構成します。

- サポート及びサービスレベル**  
シーメンスはサポート及びサービスレベルを、スタンダード、シルバー、ゴールドの3つの階層で提供しています。本 Cloud SLA で詳細に記載されているとおり、各階層では以下の事項に関して個別の利益をお客様に提供しています。各サポート時間と応答時間、尚使用可能な、尚クラウドサービスのアップタイムを維持するためのサポート対応、適用される階層は、オーダー時に決定します。尚、シーメンスが一般に提供可能な有利なクラウドサービスにのみお客様で階層が設定されている場合は、サポートレベル及びサービスレベルはスタンダード階層の内容に基づき提供されます。クラウドサービスの階層によっては、シルバー及びゴールドの階層をご利用いただけない場合があります。
- データ保護・サポート**  
シーメンスのサポート階層は、クラウドサービスのサポートに関するお客様の主要な連絡先となります。サポート階層は他の階層よりも、シーメンスの階層の数量により他の階層での対応も可能です。
- 2.1 階層/週/日 24時間制のオンラインサポート** お客様はいつでも、サポートケースリスト（「インシデントリクエスト」と呼ばれることもあります。）、の作成、管理、レビューを行うことができます。また、クラウドサービスに組み込まれたサポートデスクを管理する、<https://supportcenter.siemens.com> にもサポートセンターにアクセスして、シーメンスサポートセンターポータル（以下「**サポートセンター**」）という。）、を介して、両当事者間の影響を及ぼすインシデントの状況を把握することができます。お客様は、両当事者のクラウドサポートの階層に関する詳細情報をサポートセンターで確認することができます。サポートケースはサポートセンターで変更されます。
- 2.2 階層サポート時間** お客様は、サポートセンターに記載されているとおり、該当するクラウドサービスをサポートするサポートセンターとは、お客様が住まいの地域のコールセンターへのいずれかへ電話して、電話によるサポートを受けることができます。サポートセンターで提供されていない限り、お客様が住まいの階層で利用できるサポートセンターは必ずしもサポート時間（ weekend の除外を除く）内にサポートを受けることができます。サポートセンターは、<https://www.siemens.com/global/en/pressroom/pressrelease/2022/02/01/01> で開示されています。お客様は、クラウドサービスのサポートケースの記録、エラーの可能性の報告、リクエストの選択状況の確認、コミュニティフォーラムでの情報交換、クラウドサービスのリリースノートおよびその他の階層へのアクセスを行うことができます。シーメンスによる合理的な要求があった場合、お客様はシーメンスに、サポートセンター、シニアリングに直接かかるサポートの提供を依頼することができます。

**標準サポート時間**

スタンダード	シルバー	ゴールド
週 5 日 8 時間 EST, CET, IST*	週 5 日 12 時間 EST, CET, IST*	週 7 日 24 時間

\* IST: 米国東部標準時間, CET: 中央ヨーロッパ時間, IST: 日本標準時間

- 2.3 技術連絡先** シーメンスはお客様に対し、サポートに関する技術連絡先者として 1 人又は複数の従業員を指名することを要求することができます。当該従業員は適用されるクラウドサービスに関するトレーニングを受け、サポートの依頼及び受入の主要連絡先となります。
- 2.4 お客様の応答レベル**  
シーメンスの技術サポートスタッフは、以下に別段の記載のない限り、標準サポート時間内に商業上合理的な努力を払い、以下に定める範囲内にサポートケースのリクエストの分類に応じて、先着順にサポートケースのリクエストに対応します。サポートケースは、優先度及び緊急度に基づいて優先順位を付けます。お客様は、各サポートケースを以下に定める優先度クラスに従って最速に分類するものとします。未分類のサポートケースは「中」とみなされます。優先度の低い分類は、シーメンスの階層の数量により決定されます。

優先度クラス	サポートセンターの業務	説明	スタンダード	シルバー	ゴールド
重大/大	クラウドサービス全般	クラウドサービスが現在動作し、	即時対応	即時対応	即時対応
中			2時間	2時間	1時間

クラウドサポート SLA (バージョン 1.0) 2023年7月1日

# ■ シーメンス製品の使用権

## □ 使用権許諾

シーメンス製品の使用権はソフトウェアとクラウドサービスに対して許諾されます。

### ① ソフトウェア

・オンプレミス製品 (NX, TC, SE, Simcenter等)

◇UCA総則 第3.1条 及び 製品毎の補足条項 第1条、第2条

・NX X製品 (グローバルライセンス)

◇UCA総則 第3.1条 及び 製品毎の補足条項 第1条

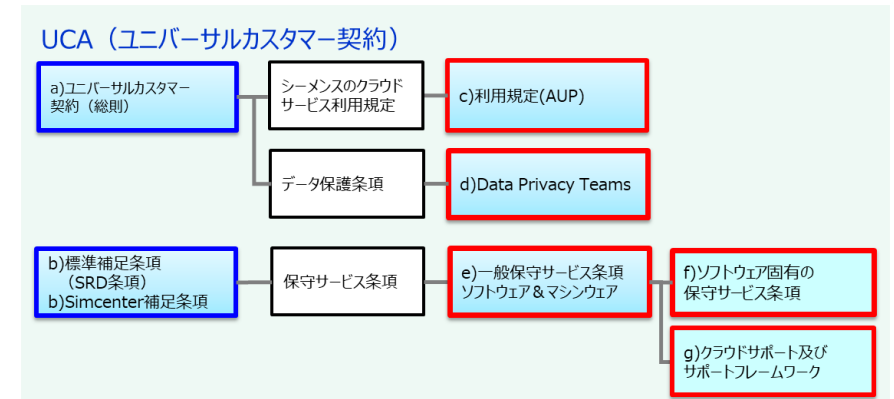
### ② クラウドサービス

・クラウド上で提供されるサービス (Teamcenter Share)

◇UCA総則 第1.2条、第3.1条 及び 製品毎の補足条項 第1条、第2条、第8.1条

◇UCA総則 第1.2条 抜粋

「クラウドサービス」とは、シーメンスが本契約に基づき提供するオンラインサービス及び関連するクラウドベースの API (アプリケーションプログラミングインターフェース) を意味します。これには、software-as-a-service、platform-as-a-service クラウドホスティングサービス、オンライントレーニングサービスが含まれますが、これらに限定されず、単独若しくはソフトウェアと組み合わせて提供されます。クラウドサービスには、ソフトウェア、お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツは含まれません。



# ■ シーメンス製品 使用権 (XaaS製品)

## □ ソフトウェア、クラウドサービス 使用権

シーメンス製品		ソフトウェア NX,TC,SE,Simcenter,Tecno等		クラウドサービス Teamcenter Share
使用形態		XaaS製品 (サブスクリプション)		
使用地域		日本国内		
使用場所		事業所内	事業所外	全世界 輸出規制の遵守
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	○	お客様がアクセス権を 付与することで正規ユーザーとして 使用可能
	②権限を有する代理人	○	△※1	
	③関連会社の従業員 (議決権過半数以上)	△※2	△※2	
	④その他ゲスト	×	×	

△※1：シーメンス社ガイドラインの遵守にて可能  
△※2：グローバルライセンス対応にて可能

### UCA抜粋

#### ◇UCA総則 第3.1条 提供物の使用権

・シーメンスは、提供物に含まれる ソフトウェア及びドキュメンテーションの非独占的、譲渡不能な且つサブライセンス不可能な限定的な権利をお客様に付与します。

#### ◇標準補足条項 第1条 定義

- ・「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内でSRD ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
- ・「正規ユーザー」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人のことを意味します。複数の対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。※複数の対象地域：別途グローバルライセンスの契約が必要となります。

#### ◇標準補足条項 第2条 ライセンス及び使用タイプ

・個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域（日本国内）で正規ユーザーのみが使用することができます。

#### ◇標準補足条項 第8.1条 エンタイトルメント (Teamcenter Share)

- ・クラウドサービスの使用は、輸出規定の遵守を条件にオーダーに記載された正規ユーザー数を上限として全世界で使用可能。
- ・お客様は社内業務を支援する目的で、ゲストにクラウドサービスのアクセス権の設定ができる。
- ・ゲスト（クライアント、サプライヤ、ビジネスパートナー、等）は正規ユーザーとみなされる。
- ・お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための権利を、暦月に1回、同じエンタイトルメントのカテゴリ内の特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。

# ■ シーメンス製品 権限を有する代理人の使用

## □ ※1：ソフトウェア製品 権限を有する代理人の事業所外使用について

権限を有する代理人のお客様事業所外使用（リモートアクセス）についてはシーメンス社のガイドラインを遵守することで可能となります。

### シーメンス社 リモートアクセスガイドライン（2025年2月）

- ①お客様会社の従業員＝正社員（雇用契約下にある狭義の従業員）であれば、正規ライセンスをお客様会社で購入していることを前提に、「会社貸与PC、会社管理ネットワーク、お客様社内業務目的以外の使用目的、使用態様でない」を確認の上、お客様就業規則に依拠することをもってリモートアクセス可能とみなす。
- ②お客様とは別法人に所属する「権限を有する代理人」（お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内でソフトウェアにアクセスする個人／各STに定義あり）の場合は、原則、契約定義の通り、オンサイト業務前提のため、リモートアクセスは許可されないが、上記①（青字部分）と同様の扱いとしてお客様会社内で対応しているのであれば、お客様が責任を負うことを前提に、「権限を有する代理人」に記載する「お客様の敷地内」の要件を、「みなし敷地内」として解釈し、リモートアクセス可能とみなす。「みなし敷地内」の解釈が難しい場合で、覚書を要望されるお客様に対しては、覚書にて対応も可能。

シーメンス製品		ソフトウェア NX, TC, SE, Simcenter, Tecno等	
使用地域		日本国内	
使用場所		事業所内	事業所外
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	○
	②権限を有する代理人	○	△※1
	③関連会社の従業員 (議決権過半数以上)	△※2	△※2
	④その他ゲスト	×	×

# ■ シーメンス製品 子会社の使用について（個別対応）

## □ ※2：ソフトウェア製品の子会社（国内、海外）使用について（グローバルライセンス）

永久ライセンス、XaaS製品のソフトウェア使用権は日本国内かつ購入会社（お客様）に限定されます。

ただし、シーメンス社の事前承認およびアップリフト料金の支払いにより、国内子会社及び海外子会社（議決権50%超）でのグローバルライセンス使用が可能となります。

### 1. 子会社定義（国内、海外）

お客様により支配される会社のことを意味します。本定義との関係において「支配」とは、関連会社の株式のうち、議決権のある株式の50%超を直接又は間接的に所有していることを意味します。

### 2. 料金

子会社使用時の料金：アップリフト料金 = 通常定価 × 〇〇〇%  
 アップリフト料金は国内子会社、海外子会社など条件により異なります。  
 お客様要望をシーメンスに通知し、子会社使用承認後に個別見積りとなります。  
 ※NX X製品の場合はアップリフト料金は不要です。

### 3. 契約書

UCA契約書へ「権限を有する代理人リスト」の追加が必要です。  
 上記リストには、対象となるライセンスのInstall番号、使用する子会社、国  
 対象となるオーダ（オーダフォームNo.）などが記載されます。

シーメンス製品		ソフトウェア NX, TC, SE, Simcenter, Tecno等	
使用地域		日本国内	
使用場所		事業所内	事業所外
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	○
	②権限を有する代理人	○	△※1
	③関連会社の従業員 (議決権過半数以上)	△※2	△※2
	④その他ゲスト	×	×

### ※グローバルライセンス

子会社（国内、海外）が親会社購入のライセンスサーバ（日本国内に設置）にアクセスし、製品を使用する事です。

# ■ シーメンス製品 使用権 (NX X製品)

## □ NX X製品使用権

シーメンス製品使用権		SaaS NXX	クラウドサービス Teamcenter Share
提供形態		SaaS製品 (サブス)	
使用地域	①日本国内 ②関連会社または全世界使用時※3 ・権限を有する代理人リスト提出 ・輸出規制の遵守	全世界 輸出規制の遵守	
使用場所			
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	お客様がアクセス権を付与する ことで使用可能
	②権限を有する代理人	○	
	③関連会社従業員 (議決権過半数以上)	※3：お客様がアクセス権を付与する ことで使用可能	
	④その他ゲスト	×	

※3：NX X製品はグローバルライセンスとなります。  
 子会社（国内及び海外の関連会社：議決権50%超の会社）が使用する場合  
 別途、権限を有する代理人リストの提出が必要です。  
 海外子会社使用の場合はさらに輸出規制の遵守が必要です。  
 また、XaaS製品と異なりアップリフト料金は不要となります。

## UCA抜粋

### ◇UCA総則 第3.1条 提供物の使用権

・シーメンスは、提供物に含まれる ソフトウェア及びドキュメンテーションの非独占的、譲渡不能な且つサブライセンス不可能な限定的な権利をお客様に付与します。

### ◇標準補足条項 第1条 定義

- ・「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内でSRD ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人を意味します。
- ・「正規ユーザー」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人のことを意味します。複数の対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。※複数の対象地域：別途グローバルライセンスの契約が必要となります。

# ■ シーメンス製品 輸出規制について

## □ 輸出規制（日本国以外での使用時の遵守事項）

### UCA抜粋

#### ◇ UCA総則 第11.2条 物品及びサービスの確認

- (i) お客様による当該物品及びサービスの使用、移転、配布、契約の仲介、当該物品及びサービスに関するその他の経済資源の提供が輸出規制に抵触していない。
- (ii) 物品及びサービスは、禁止された非民生目的（軍備、核技術、兵器等）のために提供されたものではないこと。
- (iii) 物品及びサービスの受領、使用、移転、配布に関与する全ての直接的及び間接的な関係者が、該当する全ての輸出制裁当事者リストに記載されている団体、個人、及び組織ではないこと。

#### ◇ UCA総則 第11.3条 ソフトウェア及びクラウドサービスの不適切な使用

- お客様は、輸出規制又は各行政機関のライセンス又は許可されている場合を除き、次のことを行うことはできません。
- (i) 包括的制裁措置によって禁止されている地域又は輸出規制のライセンス要件の対象となる地域で、ソフトウェア又はクラウドサービスのダウンロード、インストール、アクセス、使用を行う。
  - (ii) 輸出制裁当事者リストに記載されている（又は記載当事者が所有或いは管理する）法人、個人、組織に対して、ソフトウェア又はクラウドサービスへのアクセスの許可、移転、（再）輸出みなし（再）輸出を行う。
  - (iii) 輸出規制で禁止されている目的でソフトウェア又はクラウドサービスを使用する（軍事、核技術、兵器に関する使用等）。

#### ◇ UCA総則 第11.4条 半導体開発

お客様は、シーメンスの書面による許諾を事前に得ることなく、米国輸出管理規則（15 CFR 744.23）で規定されている基準を満たす中国の半導体製造施設での集積回路の開発又は製造を目的として提供物を使用することはできません。

#### ◇ UCA総則 第11.5条 ロシア又はベラルーシへの（再）輸出の禁止

お客様は、直接的又は間接的に、ロシア連邦又はベラルーシに対して、又はロシア連邦又はベラルーシにおける使用の為に本契約に基づきシーメンスから供給された提供物を輸出又は再輸出しないものとします。

#### ◇ UCA総則 第11.6条 情報

お客様は、シーメンスから要求があった場合に、ユーザー、使用目的、使用場所、又はサービスの最終目的地（マシンウェア、文書、技術の場合）に関する全ての情報を速やかにシーメンスに提供するものとします。

#### ◇ UCA総則 第11.7条 補償

お客様は、パートナー及びそのユーザー、第三者のビジネスパートナーによる輸出規制の違反又は違反の疑いを含む、お客様の本条に関する不遵守に何らかの形で関連するあらゆる請求、損害、罰金、費用（弁護士費用及び経費を含む）について、シーメンス、その関連会社、下請業者、その代表者を補償し、損害を与えないものとします。お客様は、シーメンスに対してその結果生じた全ての損失及び費用を補償するものとします。

# ■ シーメンス製品 ホスティングについて

## □ 第三者によるホスティング

シーメンス製品のライセンスサーバあるいはソフトウェアを第三者のデータセンタ等にインストールし使用する場合  
シーメンスへの申請／承認が必要です。

※ 第三者データセンタが国外の場合は別途グローバル契約の対象となります。  
詳細につきましてはシーメンス社との個別対応となります。

## UCA抜粋

### ◇ 標準補足条項 第6条 ホスト識別子、第三者によるホスティング

- ・ お客様は、SISW（シーメンス）から書面による承諾を事前に得た場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。
- ・ SISW（シーメンス）は、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。

## ホスティング証憑類

お客様  
平素よりシーメンスデジタルインダストリアルソフトウェア製品をご愛用いただき、ありがとうございます。  
サードパーティシステムでシーメンスソフトウェアをホストする貴社の計画に関するリクエストを受け取りました。セットアップのために、いくつかの追加情報が必要となります。  
次の表に必要な事項をご記入の上、本書をご返送ください。適用されるライセンス及び保守契約に関しては、裏下記載事項をご確認ください。

要求される情報	例	会社の回答
シーメンスソフトウェアをホストするためのホスティングプラットフォームのアドレス	aws...Microsoft azure...Google Cloud など	
シーメンスソフトウェアがインストール及び使用される国/地域	米国東部	
シーメンスソフトウェアをホストするプロバイダ（ホスティングプロバイダ）の名前	amazon...AWS など	
ホスティングプラットフォーム上でシーメンスソフトウェアを管理する会社（サードパーティ）の名前。ホスティングプロバイダ-ソフトウェアの管理を行う場合は、これにその名前を記載してください。貴社の部門を使用される場合は、「社内」と記入してください。	amazon...amazon... など	

貴社にて、ソフトウェアを購入した（した）際には、お手持ちのライセンスキーを、貴社と弊社の双方を保護するために、ホスティングプラットフォーム上のソフトウェアのライセンスに対して指定された対象地域内に存在しない、貴社のサーバー/部門の固有ライセンスであるソフトウェアにアクセスすることができません。ライセンスを使用される場合は、その条件に応じて貴社とします。

外部サードパーティプロバイダを使用される場合は、貴社が貴社が実行する目的、又は貴社に代わってソフトウェアにアクセスできるものとします。本書をご返送いただき、弊社で準備が整ったことが確認できたら、貴社にライセンスキーを送付いたします。今後引き続きサービスを提供できるよう努めます。なお、本書に関する質問やその他ご意見がございましたら、お問い合わせください。

シーメンスをご利用いただき、改めてお礼申し上げます。  
今後引き続きサービスを提供できるよう努めます。なお、本書に関する質問やその他ご意見がございましたら、お問い合わせください。

シーメンス E-C 20210725

トランスファーオーダーフォーム  
No. Proposal ID を記入ください  
日付: 年 月 日

申込先(お客様)情報  
インストール番号: [ ]  
お客様: [ ] 貴社名をご記載ください  
住所 1: [ ] 貴社所在地をご記載ください  
住所 2: [ ]  
都道府県: [ ] 貴社所在地をご記載ください  
郵便番号: [ ]  
国: [ ] Japan

申込先(貴社)情報  
インストール番号: [ ]  
お客様: [ ] 貴社名をご記載ください  
住所 1: [ ] 貴社所在地をご記載ください  
住所 2: [ ]  
都道府県: [ ] 貴社所在地をご記載ください  
郵便番号: [ ]  
国: [ ] Japan

マシン情報  
ID: [ ] 申込先: [ ] 申込元: [ ]  
Host ID: [ ]  
Composite ID: [ ]  
Host Name: [ ]

# ■ シーメンス製品 APIを使用したカスタマイズ

## □ 購入製品のカスタマイズ

購入製品のAPIを使用してプログラム開発が可能です。

APIを使用して開発したプログラムは社内業務を行う上で使用可能です（社内利用に限られます）。  
また、再販はできません。

※再販禁止：SolidEdge製品の場合は除く または シーメンス社と別途の契約（ソリューションパートナープログラム）締結にて再販可能

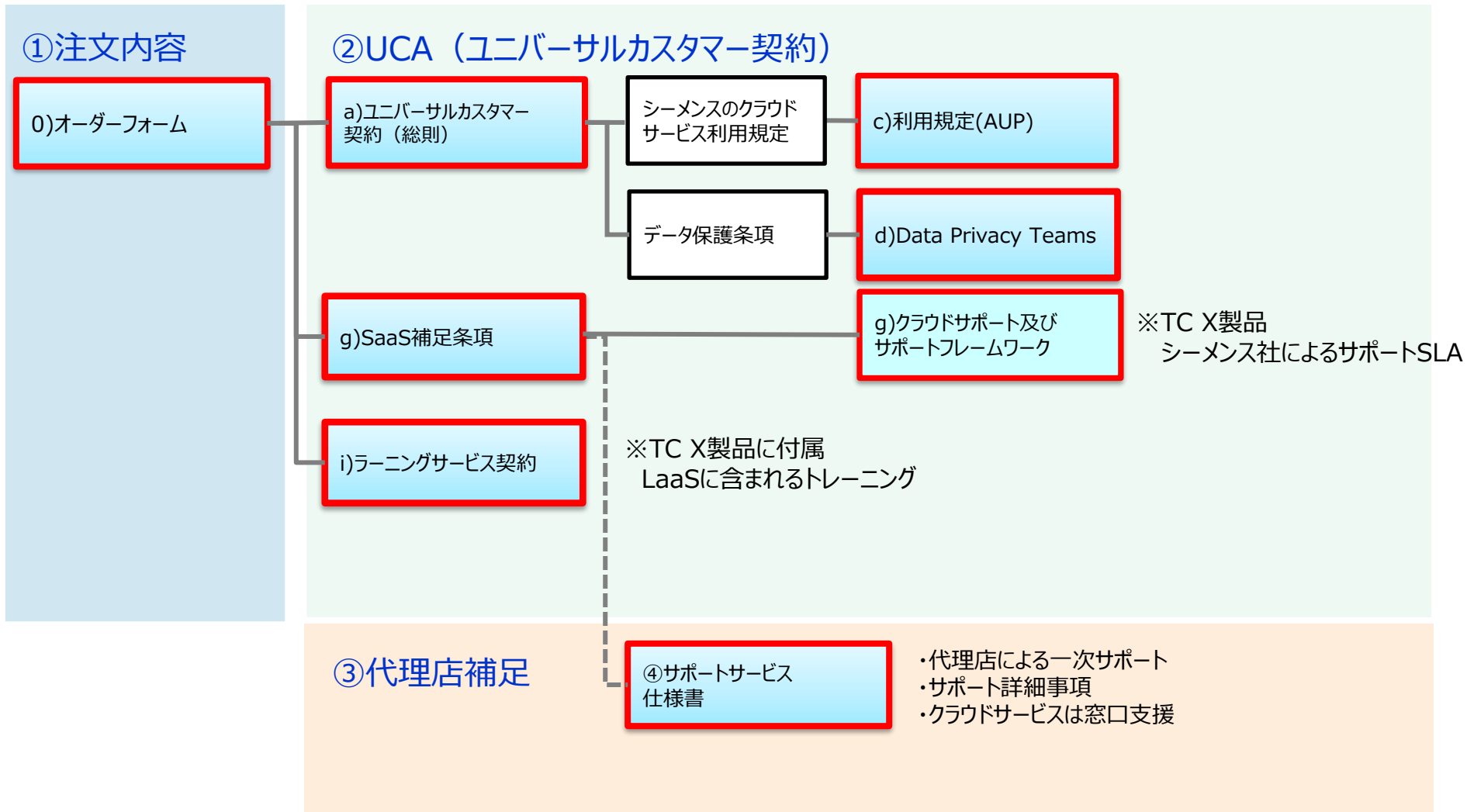
## 標準補足条項抜粋

### ◇標準補足条項 第7条 APIの使用

- ・お客様の社内業務を行う目的でのみ使用許諾された SRD ソフトウェアの一部として、Knowledge Fusion製品、又は、公開済みであることがドキュメンテーションに記載されているアプリケーションプログラミングインターフェース(以下総称して「API」という。)を使用することができます。
- ・お客様は、SRD ソフトウェアと併用する場合に限り、特定の公開 API を使用するためのライセンスを別途購入して、ソフトウェアを開発することができます。
- ・お客様が API を使用して開発したソフトウェアを再販することは禁じられています。

# TC X製品 シーメンス製品契約構成

## □ オーダフォーム、UCA、サポートサービス仕様書(TC X製品)



# TC X製品 SIEMENS製品契約書概要



## □ Software as a Service (SaaS) 補足条項

### TC X製品に関する補足条項

**正規ユーザー** : お客様の従業員、お客様の関連会社の従業員及び権限を有する代理人を意味します。  
**提供物 (SaaS製品) へのアクセスには特定のユーザIDを使用する必要があります。ユーザIDを他の個人と共有することはできません。**

**権限を有する代理人** :

**コンサルタント、請負人などお客様もしくはお客様の関連会社の社内業務を支援する目的でサービスにアクセスする個人。**

**関連会社** : お客様を支配し、支配されるまたはお客様と共通の支配下にある法人  
**支配とは発行済議決権株式の過半数を所有する事を意味する。**

**対象地域** : 対象地域とは全世界意味します。輸出規定への遵守が必須。

**アクセス権** : お客様は1か月に1回を上限として、SaaS製品のアクセス権を特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。

Software as a Service (SaaS) 補足条項  
シーメンスデジタルインダストリーソフトウェア

SIEMENS

本SaaS補足条項(以下「本SaaS補足条項」という。)は、オーダーに「SaaS」の記載コードが指定された提供物のみに適用し、お客様とシーメンスの間でユーザーが利用するソフトウェア契約(以下「UCA」という。)を修正するものではありません。本SaaS補足条項は、適用するUCA及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者の間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。本SaaS補足条項に基づく提供物は、主にクラウドサービスで構成されています。

1. 定義

本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で作成されている意味を有し、以下に追加の定義は、本SaaS補足条項に適用されます。

「**お客様(関連会社)**」とは、お客様を支配し、お客様に支配される、又はお客様と共通の支配下にある法人を意味します。本条項において「支配」とは、特定の事業体の発行済議決権株式の過半数を直接的又は間接的に所有することを意味します。

「**アセット**」とは、提供物にデータアップロードする目的、又は提供物とデータを交換する目的で、提供物内で構成される物理的デバイス又は物理的デバイスのインストール、提供物を通じて構成される物理的デバイス又は物理的デバイスのインストール、あるいは提供物内で構成される物理的デバイス又は物理的デバイスのコンポーネントのことを意味します。1台のマシンが複数のアセットで構成されている場合もあります。

「**権限を有する代理人**」とは、コンサルタント、代理人、又は請負者としてお客様もしくはお客様の関連会社の社内業務を支援する目的で、サービスへのアクセスを必要とする個人又は提供物にアクセスして使用することを本SaaS補足条項で明示的に許可されている個人を意味します。

「**正規ユーザー**」又は「**該当ユーザー**」とは、お客様及びお客様の関連会社の従業員、又は権限を有する代理人を意味します。本SaaS補足条項又は特定のユーザーIDを使用する目的に許可されていない限り、正規ユーザーは、提供物にアクセスして使用するには特定のユーザーIDを使用する必要があります。ユーザーIDを他の個人と共有することはできません。

「**クラウドアクセス**」とは、正規ユーザーが、オーダーで指定されている提供物に直接アクセスする提供物の追加機能、アプリケーション、モジュールにアクセスして使用する権利に限定されるアクセス権を意味します。クレジットは、該当する提供物のサブスクリプション期間中に消費することができ、再利用はできません。アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び必要なクレジット数とその他の詳細はドキュメンテーションに記載されています。

「**高可用性システム**」とは、重要な状態を維持する目的のシステムを指し、高可用性システムは、高可用性インフラストラクチャ、高可用性ネットワーク、高可用性電源又はシステム、その設置又はシステムの構成が冗冗、人身確保、又は重大な障害発生を防止することが合理的に予想できるものを意味します。高可用性システムは、重要なインフラストラクチャ、高可用性ネットワーク、高可用性電源、冗冗ネットワーク及び冗冗、並びに緊急復旧が必要となる場合があります。

「**Per Asset**」とは、提供物に対するインストールメントが、継続性を設定されているアセットの範囲内に制限され、その数のアセットについてののみ、提供物とデータ交換が可能であることを意味します。オーダーでデータポイント又はタグの数が指定されている場合、Per Assetのインストールメントは、アセット内のデータポイント数又はタグ数の上限に制限されることがあります。Per Assetのインストールメントを、複数のアセット間で所有することはできません。お客様のオーダーは、Per Assetのインストールメントを全てして提供物と間接的にデータを交換しても、お客様が取得する必要があるアセットのインストールメント数が減少することはありません。

「**製品別**」とは、提供物に対するインストールメントが、クラウドサービスと1台1ユーザーベースでセンターベースで接続されたシステム製品又はクラウドサービス製品に適用されることを意味します。

「**Per Server**」とは、提供物に対するインストールメントが、単一の物理的又は仮想的サーバーインスタンスに制限されることを意味します。

「**対象地域**」とは、オーダーで地理的な場所が指定されていない限り、全世界を意味します(本契約における輸出規制の遵守に関するお客様の義務に準じます)。

「**トークン**」とは、正規ユーザーが、オーダーで指定されている提供物又は関連する提供物の追加機能、アプリケーション、モジュールにアクセスして使用する権利、一部の機能はご利用できない場合があります。トークン数は、お客様のアプリケーション、モジュール、アプリケーション、モジュール、及び必要なトークン数はドキュメンテーションに記載されています。正規ユーザーが適用したトークンは、当該ユーザーがアクセスした機能、アプリケーション、又はモジュールの使用を停止するまで使用できません。

「**パフォーマンスライセンス**」とは、オーダーフォームに指定された特定の提供物のトークンのことを意味します。

# TC X製品 UCA使用権許諾 (ラーニングサービス)

## ラーニングサービス契約

### LAAS (E-Learning) 製品に関する契約条項。(TC X販売での必須製品)

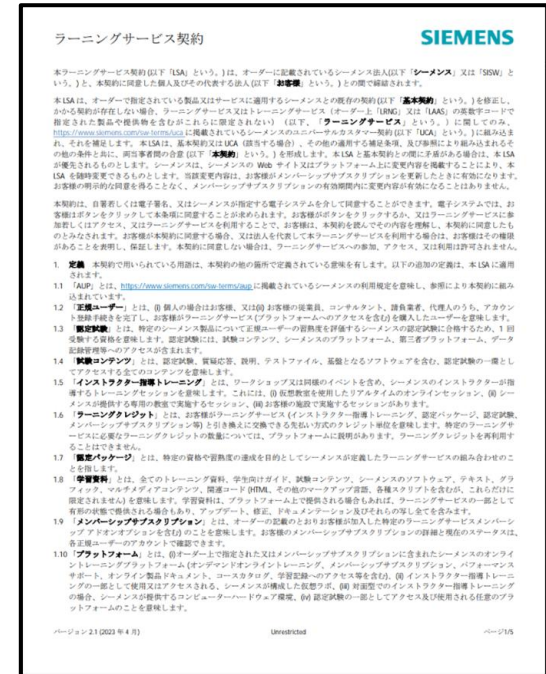
**正規ユーザー** : (i) 個人の場合はお客様、又は(ii) お客様の従業員、コンサルタント、請負業者、代理人のうち、アカウント登録手続きを完了し、お客様がラーニングサービス (プラットフォームへのアクセスを含む) を購入したユーザーを意味します。

#### 学習資料 (ライセンス許諾)

： シーメンスは、お客様に対して、本契約の有効期間中、ラーニングサービスに関連してのみ、学習資料にアクセスして使用するための譲渡不能な、非独占的且つ限定的なライセンスを付与します。お客様は、ラーニングサービスを認められた形態で使用するために必要な場合に限り、学習資料をダウンロードできるものとします。

#### オンラインプラットフォーム (使用権)

： シーメンスは本契約の規定に基づき、お客様に対して、正規ユーザーがプラットフォームを使用するための譲渡不能な、非独占的且つ限定的権利を付与します。

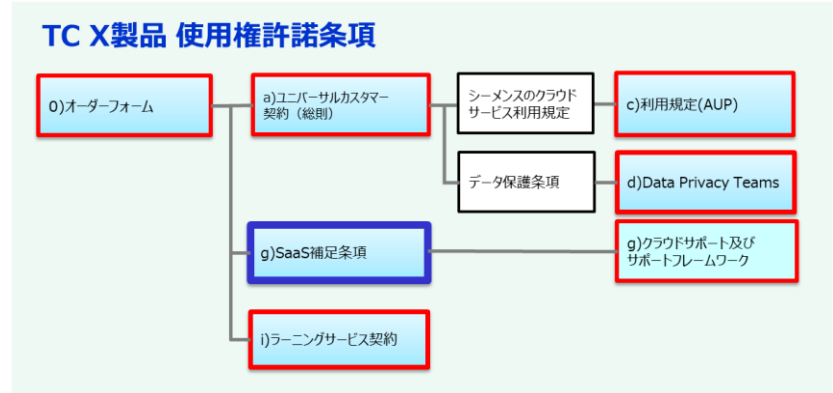


# TC X製品 UCA使用権許諾

## □ TC X製品の使用権

シーメンス製品		TC X製品
使用地域		全世界
使用場所		どこでも可※
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	お客様がアクセス権を付与することで使用可能
	②権限を有する代理人	
	③関連会社の従業員	

※輸出規定への遵守が条件となります。



## UCA抜粋

### ◇ SaaS補足条項 第1条 定義

- 「正規ユーザー」とは、お客様の従業員およびお客様の関連会社の従業員及び権限を有する代理人を意味します。正規ユーザーは、提供物（SaaS製品）にアクセスして使用するには特定のユーザーIDを使用する必要があります。ユーザーIDを他の個人と共有することはできません。
- 「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者として、お客様もしくはお客様の関連の社内業務を支援する目的で、SaaS製品へのアクセスを必要とする個人を意味します。
- 「関連会社」とはお客様を支配し、お客様に支配される、又はお客様と共通の支配下にある法人を意味します。
- 「支配」とは、特定の事業体の発行済み議決権株式の過半数を直接的又は間接的に所有することを意味します。

### ◇ SaaS補足条項 第2.1条 アクセス権の付与及び使用

- 正規ユーザーがサブスクリプション期間の対象地域内でのみアクセスして使用することができます。
- お客様は、1か月に1回を上限として、提供物（SaaS製品）のアクセス権を特定の正規ユーザーから、別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。

# ■ (補足) ローナーライセンスとCOD

## □ バージョンアップ及びマシン老朽化に伴う新マシン検証対応

Perpetual製品、XaaS製品における マシン入替時

新マシン（ライセンスサーバ）での検証用ライセンスについてはローナーライセンスを取得願います。  
 現行ライセンス（旧マシン）と新ライセンス（新マシン）での同期間の使用は使用許諾違反となり  
 シーメンス社より厳しいペナルティを課せられる恐れがあります。

- ① 検証はローナーライセンスにて実施願います。
- ② 検証後、現行ライセンスはCOD（ライセンス削除証明）に署名・破棄頂きます。
- ③ 新ライセンスが発行されます。ローナーライセンスから新ライセンスへ運用変更をお願いします。



# (補足) 使用権と製品契約書

シーメンス製品使用権		ソフトウェア NX,TC,SE,Simcenter等		クラウドサービス Teamcenter Share	SaaS NX X、SolidEdge X	SaaS TCX
提供形態		XaaS製品 (サブス)			SaaS製品 (サブス)	SaaS製品 (サブス)
使用地域		日本国内		全世界 輸出規制の遵守	①日本国内 ②関連会社または全世界使用時※3 ・権限を有する代理人リスト提出 ・輸出規制の遵守	全世界 輸出規制の遵守
使用場所		事業所内	事業所外			
使用者 (正規ユーザー)	①従業員	○	○	お客様がアクセス権を付与する ことで使用可能	○	お客様が特定のユーザーIDを 付与することで使用可能
	②権限を有する代理人	○	△※1		○	
	③関連会社従業員 (議決権過半数以上)	△※2	△※2		※3：お客様がアクセス権を付与する ことで使用可能	
	④その他ゲスト	×	×		×	

シーメンス製品契約書		ソフトウェア NX,TC,SE,Simcenter等		クラウドサービス Teamcenter Share	SaaS NXX	SaaS TCX
①注文明細		オーダーフォーム		XaaSもしくはNXXへの付属製品 のためそれぞれの契約に準ずる	オーダーフォーム	オーダーフォーム
②UCA		UCA総則			UCA総則	UCA総則
使用権許諾		UCA総則 3条			UCA総則 3条	UCA総則 3条
1) 使用者定義		標準補足条項 (SRD条項) Simcenter補足条項			標準補足条項 (SRD条項)	SaaS補足条項
2) サポート		一般保守サービス条項			一般保守サービス条項	クラウドサポートフレームワーク
3) サポートSLA		ソフトウェア固有保守サービス条項			ソフトウェア固有保守サービス条項	
4) クラウド利用規定		利用規定 (AUP)			利用規定 (AUP)	利用規定 (AUP)
5) データ保護条項		Data Privacy Terms		Data Privacy Terms	Data Privacy Terms	
③グローバル使用 (関連会社使用含む)		・シーメンス承認、UPリフト料金 ・権限を有する代理人リスト提出 ・輸出規制の遵守		・標準 ・輸出規制の遵守	・権限を有する代理人リスト提出 ・輸出規定の遵守	・標準契約範囲 ・輸出規制の遵守



# (補足) 証憑



## □ 製品契約証憑 (XaaS製品、NX X製品)

手続き	証憑		XaaS製品 サブスクリプション		NXX製品 サブスクリプション	永久ライセンス 保守更新	トライアル
			NX,SE,TC Tecnomatix	Simenter	NXX	All	
電子契約	注文 明細	オーダーフォーム	○	○	○	○	○
	UCA	a)エンドユーザライセンス契約 (総則)	○	○	○	○	○
		b①)標準補足条項 (SRD条項)	○	-	○	△:製品毎	△:製品毎
		b②)Simcenter補足条項	-	○	-	△:製品毎	△:製品毎
		c)利用規定(AUP)	○	○	○	○	○
		d)DATA PRIVACY TEAMS (データ保護条項)	○	○	○	○	○
		e)一般保守サービス条項ソフトウェア&ハードウェア	○	○	○	○	○
		f)ソフトウェア固有の保守サービス条項	○	○	○	○	○
		g)クラウドサポート及びフレームワーク	○	○	○	-	○
		トライアル及びローン補足条項	-	-	-	-	○
メール 送付	補足 事項	サポートサービス仕様書、(※通知書:新規ご購入時)	○	○	○	○	-

# ■ (補足) 使用権と製品契約書

## □ 契約関連証憑

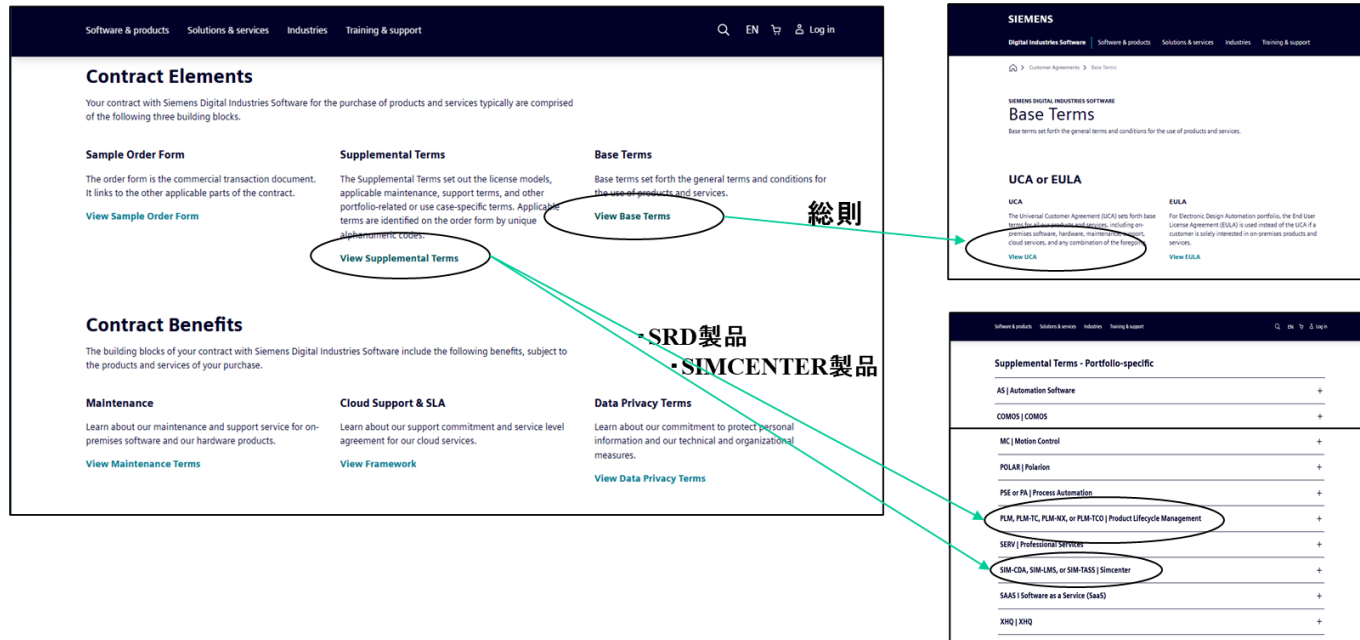
下記については製品契約（UCA）以外の証憑・手続きが必要となります。

実施事項	証憑・手続き	備考
XaaS、永久ライセンス		
権限を有する代理人の社外利用	(覚書：お客様の要請)	ガイドラインの遵守
グローバルライセンス 子会社使用（国内、海外）	権限を有する代理人リスト	別途追加料金要 輸出規定の遵守
ホスティング利用	ホスティング利用申請	
海外への一次的な持出し利用	該非判定申請	1ヶ月目途
ライセンス破棄/移設に伴う削除	COD（ライセンス削除証明）	
Vup、マシン入替時のテスト用ライセンス	ローナーライセンス申請	
NXX		
グローバルライセンス 子会社使用（国内、海外）	権限を有する代理人リスト	輸出規定の遵守

# ■ (補足) 関連WEBサイト

## □ シーメンス社 契約書

<https://www.siemens.com/en-us/company/customer-partner-terms/sw-terms/base/uca/>



**Contract Elements**  
Your contract with Siemens Digital Industries Software for the purchase of products and services typically are comprised of the following three building blocks.

- Sample Order Form**  
The order form is the commercial transaction document. It links to the other applicable parts of the contract.  
[View Sample Order Form](#)
- Supplemental Terms**  
The Supplemental Terms set out the license models, applicable maintenance, support terms, and other portfolio-related or use case-specific terms. Applicable terms are identified on the order form by unique alphanumeric codes.  
[View Supplemental Terms](#)
- Base Terms**  
Base terms set forth the general terms and conditions for the use of products and services.  
[View Base Terms](#)

**Contract Benefits**  
The building blocks of your contract with Siemens Digital Industries Software include the following benefits, subject to the products and services of your purchase.

- Maintenance**  
Learn about our maintenance and support service for on-premises software and our hardware products.  
[View Maintenance Terms](#)
- Cloud Support & SLA**  
Learn about our support commitment and service level agreement for our cloud services.  
[View Framework](#)
- Data Privacy Terms**  
Learn about our commitment to protect personal information and our technical and organizational measures.  
[View Data Privacy Terms](#)

**UCA or EULA**

**UCA**  
The Universal Customer Agreement (UCA) sets forth base terms for Siemens Digital Industries Software, including on-premises software, hardware, maintenance, support, cloud services, and any combination of the foregoing.  
[View UCA](#)

**EULA**  
For Electronic Design Automation portfolio, the End User License Agreement (EULA) is used instead of the UCA. If a customer is solely interested in on-premises products and services.  
[View EULA](#)

**Supplemental Terms - Portfolio-specific**

- AS | Automation Software +
- COMOS | COMOS +
- MC | Motion Control +
- POLAR | Polarion +
- PSE or PA | Process Automation +
- PLM, PLM-TC, PLM-NX, or PLM-TCO | Product Lifecycle Management** +
- SERV | Professional Services +
- SIM-CDA, SIM-LMS, or SIM-TASS | Simcenter** +
- SAAS | Software as a Service (SaaS) +
- XHQ | XHQ +

## □ DIPRO シーメンス製品契約手続き

電子契約システム ご契約までのご案内	<a href="https://www.dipro.co.jp/support_agreement/easy">https://www.dipro.co.jp/support_agreement/easy</a>
XaaS契約のご案内	<a href="https://www.dipro.co.jp/support_agreement/xaas">https://www.dipro.co.jp/support_agreement/xaas</a>



本資料に記載している各種UCA条項については抜粋となります。  
また予告なしに変更される場合があります。  
最新の条項についてはシーメンス社WEB掲載のUCAをご確認願います。  
<https://www.sw.siemens.com/en-US/sw-terms/>



お客様と共に挑戦するベストITパートナー  
それがDIPROです



ITで極めるモノづくり

デジタルプロセス株式会社